

弘前市キャリア教育・就業体験実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、弘前市（以下「市」という。）が行うキャリア教育・就業体験制度に関する基本的事項について定める。

(キャリア教育・就業体験の目的)

第2条 弘前市キャリア教育・就業体験制度は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めることを目的とする。

(実習生の受入手続き等)

第3条 教育機関は、その教育の一環として市における学生の実習を希望するときは、弘前市長（以下「市長」という。）に対して、別記様式1により実習の申込みを行うものとする。

2 市長は、教育機関から実習の申込みがあったときは、次に掲げる事項に留意して、実習を希望する学生を選考し、受入れの可否を教育機関に通知する。

(1) 教育機関において、事前の学習やキャリア教育・就業体験終了後の評価を行うなど、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

(2) 市が行う業務に支障がないこと。

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、市長は、実習の受入先となる各部課長に協議するものとする。

4 学生の実習受入れを決定した場合は、市は教育機関と別記様式2により協定を締結する。

(受入期間)

第4条 受入れの時期は通年とし、期間については、実習の受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）の希望と受入課の業務状況に応じて決定する。

(実習内容)

第5条 実習の内容については、実習生の希望と受入課の業務内容に応じて決定する。

(実習生の身分)

第6条 実習生は、教育機関の学生としての身分を有する。

(報酬等)

第7条 市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

(実習に専念する義務)

第8条 実習生は、弘前市職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第9条 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第10条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

3 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(実習中における事故責任等)

第11条 教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 市は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、市に対してその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の提出書類)

第12条 実習生は、前4条の規定を遵守するため、市に対して別記様式3により誓約書を実習前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第13条 市は、実習生が前5条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、市は教育機関にその旨通知するものとする。

(実習の証明)

第14条 市は、教育機関が、実習生の実習内容等について証明を求めたときはこれを行うものとする。

(その他別に定める事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、弘前市キャリア教育・就業体験に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。